

平成30年第3回

大空町議会臨時会会議録

- ・招集 平成30年7月20日
- ・開会 平成30年7月20日
- ・閉会 平成30年7月20日

大空町議会

大空町議会会議録

1 応招議員は次のとおりである。

1番 後藤 忍 7番 品田 好博

2番 三條 幸夫 8番 齋藤 宏司

3番 上地 史隆 9番 松岡 克美

4番 田中 裕之 10番 深川 昇

5番 原本 哲己 11番 松田 信行

6番 沢出 好雄 12番 近藤 哲雄

2 不応招議員は次のとおりである。

3 出席議員は応招議員と同じである。

4 欠席議員は不応招議員と同じである。

5 会議事件のために出席した者は次のとおりである。

町長、教育委員会教育長、副町長、総合支所長、会計管理者、総務課長、福祉課長、産業課長、産業課参事、建設課長、建設課参事、住民福祉課長、総務課主査、生涯学習課長

6 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長、主幹

7 会議事件及び議事日程は別紙のとおりである。

平成30年第3回大空町議会臨時会議事日程

第1号 平成30年7月20日（金） 10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 議会運営委員会審査報告
- 日程第3 会期の決定について
(諸般の報告)
- 日程第4 議案第50号 物品の購入について
- 日程第5 議案第51号 物品の購入について
- 日程第6 議案第52号 工事請負契約の締結について
- 日程第7 議案第53号 平成30年度大空町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第8 報告第10号 専決処分の報告について

出席説明員の報告

1. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のために出席する者は次のとおり。

町長 山下英二 教育委員会教育長 渡邊國夫

2. 大空町長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

副町長 川口明夫 産業課参事 中村直樹
総合支所長 伊藤裕幸 建設課長 高島清和
会計管理者 平田義和 建設課参事 山本純生
総務課長 南部猛 住民福祉課長 星加政志
福祉課長 佐々木徳幸 総務課主査 土田康裕
産業課長 藤田勉

3. 大空町教育委員会教育長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

生涯学習課長 佐薙幸史

4. 本議会の事務に従事する者は次のとおり。

事務局長 菊地教男 事務局主幹 石川大樹

以上のとおり報告する。

平成30年 7月20日

大空町議会議長 近藤哲雄

諸 般 の 報 告

《平成30年6月19日～7月20日》

- 6月19日 第4回総務厚生・第4回産業建設文教合同常任委員会
第4回産業建設文教常任委員会
- 20日 第5回総務厚生・第5回産業建設文教合同常任委員会
- 23日 女満別幼稚園運動会
- 24日 東藻琴消防演習
- 7月 3日 北海道町村議会議員研修会（札幌市）
第46回交通安全大会・第68回社会を明るくする運動大会
- 4日 第3回議会広報常任委員会
- 7日 東藻琴地区殉公者慰霊祭
- 9日 オホーツク圏活性化期成会農林水産専門委員会（北見市）
- 11日 石川県能登町議会行政視察来町
- 13日 第4回議会広報常任委員会
- 18日 第4回議会運営委員会
- 20日 平成30年第3回臨時会

(開会 午前10時00分)

◎開会、開議宣言

◇議 長 おはようございます。ただいまから平成30年第3回大空町議会臨時会を開会します。これから本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

◇議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、議長において、9番松岡克美議員及び10番深川昇議員を指名します。

◎日程第2 議会運営委員会審査報告

◇議 長 日程第2、議会運営委員会審査報告を行います。議会運営委員会審査の結果について委員長から報告の申し出がありますので、これを許します。議会運営委員会委員長、齋藤宏司議員。

◇議会運営委員会委員長 おはようございます。議会運営委員会の審査結果を報告いたします。本臨時会を開くに当たり、7月18日に議会運営委員会を開き、会期等について協議いたしました。本臨時会には、町長から提出されております案件が4件、議会提出案件が1件であります。したがって、本臨時会の会期は本日1日限りの方が妥当であると全会一致で判断しましたので、その結果について報告いたします。以上、議会運営委員会の審査結果とします。

◇議 長 これで、議会運営委員会審査報告は終わりました。

◎日程第3 会期の決定について

◇議 長 日程第3、会期の決定についてを議題にします。お諮りします。本臨時会の会期は、先ほどの議会運営委員会審査報告のとおり、本日1日限りにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日限りに決定しました。

◎諸般の報告

◇議 長 この際、諸般の報告を行います。事務局長に報告いたさせます。事務局長。

◇議会事務局長 諸般の報告を申し上げます。ただいまの出席議員は、12名全員であります。本日の会議に説明のために出席する者の職氏名は、一覧表として配付し

ているとおりであります。なお、職務の都合により、一部に異動がある場合がありますことを御了承願います。本日の議事日程は、配付しております日程表のとおりであります。前議会から本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付しているとおりであります。以上でございます。

◇議 長 これでは諸般の報告を終わります。

◎日程第4 議案第50号

◇議 長 日程第4、議案第50号、物品の購入についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。中村産業課参事。

◇産業課参事 議案書1ページでございます。議案第50号、物品の購入について、次のとおり、物品を購入したいので、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求める。平成30年7月20日提出、大空町長山下英二。記、1購入する物品の種類及び数量、クローラ式トラクター1台。2購入の方法、指名競争入札。3購入の金額、1,084万4,280円。4購入の相手方、大空町東藻琴49番地の15、有限会社東藻琴井戸整備、代表取締役、井戸勝美。参考資料1ページをご覧ください。農業農村整備事業により整備されました農業用排水は町、網走川土地改良区が施設を管理していますが、草刈り等の維持管理作業は地域の共同活動として行っております。しかし、農業者の高齢化や農家戸数の減少から、地域の負担となっているのが現状であります。急傾斜で、法面が長い草刈りは、農業者が所有しているトラクターによる作業では、危険を伴うことから人力で作業を行っています。このような箇所の共同活動の省力化を図るためクローラ式トラクターを購入し、地域へ機械を貸し出しして活動の支援を行うものであります。購入に係る入札につきましては、平成30年7月10日、指名競争入札を行い、7月11日、仮契約を結んだところであります。納入期限につきましては、平成30年8月31日としております。指名競争入札に係ります指名業者につきましては、有限会社杉本車輛工業、中央自動車工業株式会社、ナスコ株式会社、有限会社東藻琴井戸整備、株式会社たいせつ、以上の5社を指名していましたが、2社が辞退したことから、3社での入札を執行いたしました。入札の結果、有限会社東藻琴井戸整備が落札したところであります。契約の金額は1,084万4,280円、うち消費税及び地方消費税の合計額は80万3,280円となっております。なお、購入に係ります契約につきましては、議会で議決をいただいた後、本契約を締結するものであります。以上、御説明申し上げましたので、御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。
（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第50号、物品の購入についてを採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第50号、物品の購入については、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第51号

◇議 長 日程第5、議案第51号、物品の購入についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。佐藤生涯学習課長。

◇生涯学習課長 議案書3ページです。議案第51号、物品の購入について、次のとおり、物品を購入したいので、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求める。平成30年7月20日提出、大空町長山下英二。記、1購入する物品の種類及び数量、スクールバス1台。2購入の方法、指名競争入札。3購入の金額、2,089万8,000円。4購入の相手方、大空町女満別西3条2丁目1番13号、株式会社たいせつ、代表取締役、中山登。大空町議会臨時会参考資料3ページに、概要等を記載した資料を掲載しております。今回購入するスクールバスにつきましては、女満別地区で使用中の平成4年度に購入した車両を更新するものです。購入するスクールバスは、全長8.99メートルの中型で座席数は40席となっております。物品購入に係る指名競争入札については、平成30年7月10日に実施しております。指名競争入札につきましては、有限会社秋岡自動車工業、株式会社オート南部、有限会社杉本車輛工業、株式会社マイカーセンター中央、株式会社たいせつ、女満別町農業協同組合、小田島車輛、有限会社東藻琴井戸整備の以上8社を指名したところですが、4社が辞退し、4社で入札を執行し、株式会社たいせつが落札したところでございます。契約の金額は2,089万8,000円、うち消費税及び地方消費税の合計額は154万8,000円であり、入札後、7月12日付けで仮契約を締結しているところでございます。納入期限は平成32年1月10日までの予定としております。なお、今回の契約につきましては議決となった後、本契約を締結する予定としております。以上、説明させていただきました。御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第51号、物品の購入についてを採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議長 異議なしと認めます。したがって、議案第51号、物品の購入については、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第52号

◇議長 日程第6、議案第52号、工事請負契約の締結についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。星加住民福祉課長。

◇住民福祉課長 議案書5ページでございます。議案第52号、工事請負契約の締結について、次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めます。平成30年7月20日提出、大空町長山下英二。記、1 契約の目的、東藻琴児童クラブ建設工事。2 契約の方法、指名競争入札。3 契約の金額、1億1,286万円。4 契約の相手方、大空町東藻琴290番地、船橋西川・斉藤経常建設共同企業体、代表者、船橋西川建設株式会社東藻琴支店、支店長、小原博之。工事の概要につきまして御説明申し上げますので、参考資料5ページをお開き願います。本案件に係ります東藻琴児童クラブ建設工事につきましては、契約内容を記載しておりますので、御参照いただきたいと思います。東藻琴児童クラブにつきましては、子育て家庭等に対する育児不安などについての相談指導や子育てサークル等への支援を行うとともに、放課後、家庭に保護者のいない児童に、家庭に代わって適切な遊びや生活の場を提供することを目的として、生涯学習センターの一部を使用して運営しておりますが、現在の施設は専用の施設ではないために、部屋が手狭であることや建物の柱が活動に支障をきたす状況にありました。こうした問題を解決するため、小学校体育館に併設して専用施設として東藻琴児童クラブを建設するものでございます。当該施設を小学校に併設することにより、通所する際の児童の安全確保が図られること。事業の一つでありますこどもワールドを実施するために、従前より借用していた教室の使用や放課後の体育館の使用など、子育て環境の充実がさらに図られるものと考えているところでございます。当該施設につきましては、構造は木造平屋建てで本体の床面積が283.52平方メートル、併設する小学校体育館に接続する渡り廊下部分の床面積が13.59平方メートルあり、延べ床面積が297.11平方メートルとなっております。工事の内容としていたしましては、建設主体・電気設備工事を一式工事として実施するものでございます。請負に係る入札につきましては、平成30年7月10日に指名競争入札により実施し、翌7月11日に仮契約を締結しております。また、工

期は契約の日から平成30年12月17日までの予定としております。工事請負に当たっての指名競争入札の指名業者につきましては、株式会社河西組、株式会社藤井建設、船橋西川・斉藤経常建設共同企業体の3社で入札を執行いたしました。入札の結果、船橋西川・斉藤経常建設共同企業体が落札したところでございます。契約の金額は1億1,286万円、うち消費税及び地方消費税の合計額は836万円となっております。なお、当工事請負につきましては、議決となった後、本契約を締結する予定となっております。以上、御説明申し上げましたので、御審議賜りますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第52号工事請負契約の締結についてを採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第52号、工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第53号

◇議 長 日程第7、議案第53号、平成30年度大空町一般会計補正予算(第4号)を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。南部総務課長。

◇総務課長 議案書7ページです。議案第53号、平成30年度大空町一般会計補正予算(第4号)。平成30年度大空町一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,500万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ78億4,224万4,000円とする。第2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。平成30年7月20日提出、大空町長山下英二。今回の補正予算につきましては、平成30年6月12、13日の台風5号から変わった低気圧の影響。7月2日から11日にかけての前線を伴った低気圧や台風7号から変わった温帯低気圧及び停滞した前線の影響で長期間、断続的な降雨により発生した災害です。早急に対応しなければならない道路・橋梁及び河川災害復旧工事費につきまして、歳入歳出予算の補正を行うものでございます。9ページです。第1表歳入歳出予算補正、歳入です。20款諸収入に3,500万円を追加し、歳入合計を78億4,224万4,000円とするも

のです。10ページ、歳出です。14款災害復旧費に3,500万円を追加し、歳出合計を歳入合計と同額にするものです。次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明ですが、歳出から行います。16、17ページをお開き願います。14款1項1目30年発生災害道路橋梁復旧費、15節道路橋梁復旧工事費に2,000万円の追加。新たに、2目30年発生災害河川復旧費として、15節河川復旧工事費に1,500万円の追加につきましては、先ほど説明しました6月からの断続的な長雨・降雨による災害で、道路は路肩の崩壊や側溝等の被害を受けた11路線14カ所。河川は河岸浸食、河床洗掘等の被害を受けた2河川8カ所において早急に復旧工事が必要なことから計上するものです。なお、この復旧工事箇所につきましては、議会参考資料7ページに掲載しておりますので、参考としていただきたいと思っております。続きまして、歳入の説明をいたしますので、14、15ページをお開きください。20款4項11目1節備荒資金組合普通納付金災害支消金に3,500万円の追加です。この補正財源対策として備荒資金で対応するものです。以上、補正予算について御説明申し上げました。御審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第53号、平成30年度大空町一般会計補正予算(第4号)を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第53号、平成30年度大空町一般会計補正予算(第4号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 報告第10号

◇議 長 日程第8、報告第10号、専決処分の報告についてを議題とします。山下町長からお手元に配付しているとおりの専決処分の報告がありましたので、本件について説明を求めます。山本建設課参事。

◇建設課参事 平成30年第3回大空町議会臨時会議案1ページにあります。報告第10号、専決処分について説明いたします。3ページをお開き願います。専決処分第11号、専決処分書。町有車両に起因して発生した物損事故に対する和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。平成30年6月21日、大空町長山下英二。記、1和解内容、別紙。2損害賠償の額、6万5,615円。3和解の相手方、札幌市中央区大

通西14丁目7番地、東日本電信電話株式会社北海道事業部設備部長、青柳雄二。
5ページになります。和解内容。1事故の原因、(1)事故発生日時、平成30年1月5日午前3時30分頃。(2)事故車両、北見900る691小型ロータリー除雪車。(3)事故発生場所、大空町東藻琴149番地。(4)事故車両の運転者 白井修司。大空町との関係、道路橋梁及び河川の維持管理に関する指定管理者、大空総合管理協同組合職員。(5)事故の相手方、札幌市中央区大通西14丁目7番地 東日本電信電話株式会社北海道事業部設備部長、青柳雄二。(6)事故の概要、歩道除雪作業中に小型ロータリー除雪車のロータリー装置部が北海道電力株式会社所有のコンクリート柱に接触し、破損を与えた。北電柱に共架している東日本電信電話株式会社所有のケーブル張替が必要になる。2和解の条件、(1)事故の第一当事者(甲)大空町長山下英二。(2)事故の第一当事者(乙)札幌市中央区大通西14丁目7番地 東日本電信電話株式会社北海道事業部設備部長、青柳雄二。(3)過失割合、甲100%、乙0%。(4)損害賠償の額、6万5,615円。(5)支払い期限、甲は乙に対して、本件物損事故による損害賠償額として金6万5,615円を平成30年7月6日までに支払うものとする。(6)異議の申し立て、示談書の締結後は、甲・乙間において今後本件に関する異議申し立てをしないことを約束する。本件につきましては、北海道から受託している道道網走川湯線の歩道除雪作業中の事故であります。除雪作業は進行方向の左側に当接し、視界がさえぎられる中で、前方の住宅に注意していたことから、右側の電柱への注意が行き届かず、ロータリー装置が北海道電力所有柱に接触し、破損を与えてしまったものであります。なお、運転手にケガはなく、除雪車両にも損傷はありませんでした。本件物損事故に係る和解及び損害賠償につきましては、既に専決処分させていただきました北海道電力株式会社網走営業所、損害賠償の額23万9,717円と北海道総合通信網株式会社、損害賠償額6万3,000円があり、今回の和解により全て完了いたしました。以上、専決処分の内容を報告いたします。

◇議 長 これ専決処分の報告については終わります。これで、本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。以上で平成30年第3回大空町議会臨時会を閉会します。大変お疲れさまでした。

(閉会 午前10時27分)